

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月26日（令和2年（行個）諮問第85号）

答申日：令和4年3月31日（令和3年度（行個）答申第199号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私の労災補償に関し令和元年特定日に特定労働基準監督署が不支給決定した調査復命書すべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の1及び2（以下「両別表」という。）の各3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月31日付け沖労発基0131第1号により沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

労災不支給決定について不服のため、マスキング箇所の全部開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年12月3日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年2月26日付けで本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えらる。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、具体的には、両別表の1欄に掲げる文書1ないし44の各文書である。

#### (2) 不開示情報該当性について（両別表の2欄に掲げる部分）

##### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2①, 4, 5, 9, 10③, 11①, 12①, 13①, 14①, 15①, 16①, 17①, 18①, 19①, 20①, 21①, 22①, 23①, 24①, 25①, 26①, 27①, 28①, 29①, 30①, 36①, 37①, 38①, 39①, 40及び42①は、審査請求人以外の個人の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①, 2②, 3①, 11②, 12②, 13②, 14②, 15②, 16②, 17②, 18②, 19②, 20②, 21②, 22②, 23②, 24②, 25②, 26②, 27②, 28②, 29②, 30②, 36②, 37②, 38②, 39②及び42②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

##### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書10①, 33①及び41は、特定法人の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであることから、当該部分を開示すると、偽造により悪用されるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②, 3②, 10②, 31, 32, 33②, 34及び35は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これを開示すると、その内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条3号イに該当し、

不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 上記ア(イ)に掲げる部分は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 上記イ(イ)に掲げる部分は、事業場の業務内容等に関する情報であり、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものである。当該部分は、これを開示すると、これを知った当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 新たに開示する部分

主な部分を挙げると、文書5の6頁事業主印影、文書8の13頁及び324頁、文書9の1頁項番IIの13中氏名を除く部分、文書10の5頁ないし9頁移入欄以外の部分及び未記入欄並びに10頁及び11頁の特定事業場の代表者及び審査請求人の氏名並びに文書31の4頁並びに文書33の14頁ないし16頁である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3エに掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分(両別表の2欄に掲げる部分)については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月18日 審議

- ④ 令和3年7月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年3月16日 審議
- ⑥ 同月24日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分（両別表の各2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件開示実施文書を確認したところ、文書の一部に頁の落丁が見られたことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認を求めさせたところ、別表の2に掲げる部分が提示された。このため、以下、両別表に掲げる部分について判断する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（両別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1及び通番5

当該部分は、特定監督署担当官が作成した特定疾患の業務起因性判断のための調査復命書及び医学的意見の要否等に係る調査復命書（以下、併せて「調査復命書」という。）の記載の一部であり、聴取書、調査書、主治医の意見書等からの引用部分のほか、「No」欄の記載である。当該部分（「No」欄を除く。）は、原処分において開示されている情報であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。「No」欄については、引用元との対応関係を示す事務的な記載にすぎない。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められないか、又は仮に法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとしても、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## イ 通番 2 及び通番 6

通番 2 及び通番 6 は、調査復命書の記載の一部であり、特定時期における審査請求人の業務目標及びそれに対する実績の記載である。当該部分は、審査請求人本人が自己申告した内容であることから、同人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## ウ 通番 8，通番 61 及び通番 63

当該部分は、休業特別支給金支給申請書（以下「申請書」という。）及び主治医の意見書（添付文書を含む。以下同じ。）に記載された審査請求人の主治医 A 及び B の署名及び印影並びに主治医 A の職氏名である。当該部分は、法 14 条 2 号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち主治医 A の署名は、申請書に記載されており、申請書が診療担当者の証明及び押印を得て監督署に提出をすることとされている（労働者災害補償保険特別支給金支給規則 3 条 4 項）ことを踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の職氏名、署名及び印影は、原処分において開示されているものと同じである。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても、開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であることから、法 14 条 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

## エ 通番 11

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した使用者申立書及びその添付文書の一部である。

当該部分のうち通番 11（1）は、審査請求人の近辺の座席表を手書きしたメモ、特定事業場全体の組織図のうち各部の名称及び各部長の氏名並びに審査請求人が所属している部署の職員の職氏名のほか、主治医又は審査請求人が特定事業場に送付した審査請求人の診断書その他の文書であり、同人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、審査請求人に係る特定障害の発症した原因、同人の身体上

の変化及びその時期並びにその変化に対する事業場側の対応についての記載欄であるが、空欄であるか、又は抽象的な語句の記載であり、有意な情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番12

当該部分は、特定事業場が提出した資料の一部であり、審査請求人の勤務表・特別勤務命令簿（以下「勤務表等」という。）に押印された命令権者の印影である。

当該部分は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人本人の超過勤務の命令及び年休の取得等についての承認の印影であり、同人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番14，通番16，通番18，通番20，通番22，通番24，通番26，通番28，通番30，通番32，通番34，通番36，通番38，通番40，通番42，通番44，通番46及び通番60

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した聴取書及び調査書に記載された聴取内容の一部である。

当該部分は、各文書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番15，通番17，通番23，通番25，通番27，通番29，通番31，通番33，通番35，通番37，通番39，通番41，通番45，通番47，通番49，通番51，通番59及び通番65

当該部分は、聴取書及び調査書の記載の一部であり、特定事業場の名称及び所在地及び聴取が行われた場所並びに聴取相手の所属機関名である。

当該部分は、各被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の

個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番53(1)

当該部分は、特定事業場が審査請求人に関する情報について特定監督署の担当官に送付した文書の記載の一部である。

当該部分には、宛先である特定監督署及びその担当者の職氏名のほか、標題、定型的な報告文、審査請求人の担務変更及び異動情報（賞罰、給与額改定、休業等の状況を含む。）及びそれらの日付並びにこれに関連する特定事業場における体制整備のための人材採用の状況が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番53(2)及び通番53-2

当該部分は、特定事業場における特定年度の特定時期の評価一覧のうち審査請求人に係る部分及び同人の面談シートの記載の一部である。当該部分のうち評価一覧には、審査請求人の氏名、社員種別及び総合評価等3項目の評価結果とともに、備考欄に休業状況が記載されている。また、面談シートには、審査請求人本人の印影とともに、当該評価期における同人の業務目標及び自己評価（目標達成度評価及びコアバリュー評価）が記載されている。

当該部分は、審査請求人が当該評価期の業務目標及び自己評価として自ら記載した内容であるか、又は諮問庁が開示するとしている情報と同様の内容であることから、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番53(3)及び通番56(3)

当該部分は、特定事業場が提出した文書に押印された特定監督署の受付印にすぎない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番54, 通番57, 通番58(1)及び(4)並びに通番58-2

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した文書及びそのF A

X送信状の一部である。当該部分のうち通番54, 通番58(4)及び通番58-2は, 審査請求人宛ての又は同人が発信したメール文である。その余の部分のうち特定事業場のFAX送信状を除く部分は, 審査請求人が特定事業場にFAX送付した文書である。

当該部分のうち特定事業場のFAX送付状の発信元欄には, 特定事業場名(ロゴマークを含む。), 所在地, 電話番号, FAX番号, 住所, 事業所URLが記載されており, これらは審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は, 事務的な送付文であるか, 又は送付された文書から明らかな内容であると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記イと同様の理由により, 法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

#### シ 通番55

当該部分は, 特定事業場が提出した資料の一部であり, 審査請求人が沖縄労働局沖縄紛争調整委員会に提起したあっせんに関して特定事業場が作成した意見書及び弁論書に押印された同事業場の印影である。当該印影は, 原処分において開示されている印影と同じものと認められる。

当該部分は, これを開示しても, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イに該当せず, 開示すべきである。

#### ス 通番56(1)及び通番58(2)

当該部分は, 特定事業場が提出した資料の一部であり, 審査請求人が沖縄労働局沖縄紛争調整委員会に提起したあっせんに関して特定事業場が作成した意見書及び弁論書の一部である。

当該部分は, あっせん手続の申請者である審査請求人に対して当該文書の写しの交付を可とするとされた文書若しくは同人提出資料である文書8のうち諮問庁が開示するとしている部分と同じ文書であるか, 又は文書8の記載内容から推認できる内容であることから, 審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記イと同様の理由により, 法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

#### セ 通番56(2)及び通番58(3)

当該部分は, 事業場提出資料の一部であり, 同一文書である。当該部分には, 審査請求人の傷病及び休業及びこれに伴う社内の体制整備並びに管理職からの降格その他審査請求人に係る人事管理上の経緯等が記載されており, 同人が知り得る情報であると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記イと同様の理由により, 法14条3



号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ソ 通番64及び通番66

当該部分は、審査請求人の主治医による意見書の一部である。当該部分は、原処分において開示されている内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、仮に審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとしても、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

タ 通番69

当該部分は、調査書に記載された被聴取者の職氏名（所属機関及び部署名を含む。）である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該被聴取者は国家公務員であり、当該部分は、職務の遂行に関する情報であることから、職名は、法14条2号ただし書ハに該当する。また、その氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがない限り、公にするものとされているところ、当該氏名を開示しても特段の支障があるとは認められないことから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

チ 通番70

当該部分は、調査書に記載された被聴取者からの聴取内容であるが、消費税の申告についての法令上の規定及び一般的なその運用実務の説明である。上記タのとおり、当該被聴取者は国家公務員であり、当該部分は、その職務遂行の内容に関する情報であることから、法14条2号ただし書ハに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（両別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番3，通番61，通番65及び通番67（下記（エ）を除く。）

当該部分は、沖縄労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の合議実施報告書（以下「専門部会報告書」という。）及び審査請求

人の主治医の意見書に記載された地方労災員及び主治医の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。また、当該部分のうち通番61の主治医Aの訂正印は、上記(1)ウに掲げる同医師の印影とは異なる印影であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 通番7及び通番9

当該部分は、同一文書である資料一覧の記載の一部である。当該部分には、審査請求人を除く被聴取者の職氏名が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 通番12③b

当該部分は、特定事業場が提出した勤務表等のうち審査請求人を除く特定事業場の複数の職員に係る部分に押印された超過勤務命令権者又は休暇取得承認権者の印影である。これら複数職員の勤務表等について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、そこに押印された上記印影のみを法14条2号に該当するとして、不開示とすることが妥当としている（印影を除く部分は原処分において全て開示されている）。

しかしながら、これらの勤務表等は、各頁が審査請求人以外の特定の個人の勤務表等であり、それぞれ別個の個人情報であって、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報

に該当せず、不開示としたことは、結論において妥当である（下記3）。

(エ) 通番13, 通番15, 通番17, 通番19, 通番21, 通番23, 通番25, 通番27, 通番29, 通番31, 通番33, 通番35, 通番37, 通番39, 通番41, 通番43, 通番45, 通番47, 通番49, 通番51, 通番59, 通番61①b, 通番65①a及び通番67b

当該部分は、聴取書及び調査書に記載された被聴取者の氏名、署名、印影、住所、生年月日、職業及び電話番号並びに審査請求人の主治医の意見書に記載された薬剤師、看護師、クラーク等の氏名である。当該部分は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番1, 通番4, 通番5, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20, 通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番30, 通番32, 通番34, 通番36, 通番38, 通番40, 通番42, 通番44, 通番46, 通番48, 通番50, 通番52, 通番60及び通番62

当該部分のうち通番1, 通番4及び通番5は、専門部会報告書及び調査復命書に記載された聴取書及び審査請求人の主治医の意見書等からの引用部分である。通番62は、主治医の意見書の記載の一部であり、その余の部分は、聴取書及び調査書に記載された被聴取者からの聴取内容の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関による調査手法の一端が明らかとなり、又は当該事業場を始めとする事業者の信頼を失って調査への協力をちゅうちょさせ、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者が事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょすることなどにより、正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号

について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番10及び通番68は、使用者申立書に押印された特定事業場の印影及び特定監督署が収集した特定事業場が提出した文書に押印された特定団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番2及び通番6（下記（イ）を除く。）

当該部分は、調査復命書の記載の一部であり、特定時期における特定事業場特定部署に所属する職員を対象とした業務目標に対する各評価項目における評価ランクごとの分布及び審査請求人の人事評価結果並びにこれに対応する「資料No」欄の記載である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2②b及び通番6②b

当該部分は、審査請求人の特定事業場内における位置付けを示した図であり、同人が知り得る情報を含むと認められるものの、同図には、被聴取者を示す記号が分かち難く付記されている。当該部分は、これを開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番11②a及び通番11②d

当該部分のうち通番11②aは、特定監督署による特定事業場の職員に対する聴取スケジュール表であり、聴取日及び時間帯別に被聴取者の一部である特定事業場職員の職氏名が表示されている。同表は、特定監督署による調査に対する協力の一環として、特定事業場側が作成したものであると認められる。通番11②dは、特定事

業場全体の組織図であり、同事業場職員の時系列ごとの業種別の職員数、各職員ごとの所属、役職、氏名等が詳細に記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番11②b、通番53b及び通番53-2

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条3号イ及び7号柱書きに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分のうち通番11②bは、被聴取者の連絡先の一覧であり、被聴取者の氏名、携帯電話番号及び備考として参考情報が記載されており、行ごとに各被聴取者個人に関する別個の情報であり、審査請求人を識別することができるものであるとは認められない。また、その余の部分は、特定時期における審査請求人を除く特定事業場職員の評価結果の一覧であり、個人の所属、氏名、社員類型、各項目の評価結果及び備考が各行に記載されており、原処分で開示されている各個人の職位と担当課（所属課）名と併せて、行ごとに各個人に関する別個の情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、不開示としたことは、結論において妥当である。

(オ) 通番11②c、通番53a、通番57、通番58b及び通番58-2

当該部分のうち通番11②cは、使用者申立書に記載された審査請求人の発症等についての特定事業場の所見である。その余の部分は、特定事業場提出文書の一部であり、通番53aには、特定時期の審査請求人の人事評価結果の詳細、要員採用等に当たったの当該事業場の判断等の内部情報が記載されており、その余は、特定監督署宛FAX送信状の通信文の一部（社用メールアドレスを含む。）及び本件事案に関する特定事業場の社内事情を示す資料の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通番54及び通番56

当該部分は、特定監督署が収集した特定事業場関係資料の一部で

あり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う調査手法の一端が明らかとなるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 通番58a

当該部分は、特定事業場の提出資料の一部であり、審査請求人が沖縄紛争調整委員会に提起したあっせんに関して特定事業場が作成・提出した弁論書である。当該部分は、あっせん申請人に対する写の交付が不可とされており、原処分における開示部分を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

文書10の28頁ないし57頁及び61頁ないし63頁は、使用者申立書の添付文書の一部であり、特定期間に係る特定事業場の審査請求人以外の職員の勤務表等及び賃金台帳である。当該部分について、原処分は、その一部に押印された超過勤務命令権者及び年休取得承認権者の印影（通番12③b）を除き、全て開示としている。

しかしながら、当該部分は、審査請求人以外の複数の個人の勤怠及び年休取得の状況並びに各月給与明細であり、その各葉が氏名欄に表示されている職員各個人についての別個の個人情報であって、審査請求人を識別することができる情報は含まれていない。処分庁は、原処分において、審査請求人を本人とする保有個人に該当せず、本来不開示とすべき第三者の個人情報を、誤った判断により30頁余にわたり開示したものであり、諮問庁もこれが誤開示であることについて指摘をしていない。

このような事態は、処分庁及び諮問庁において法の理解が欠如しているといわざるを得ず、行政に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、今後、同様のことがないように、正確かつ慎重な対応をする必要がある。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている両別表の各2欄に掲げる部分のうち、通番11②b、通番12③b、通番53b及び通番53-2に掲げる部分（上記2（2）ア（ウ）及びエ（エ）。以下「非該当部分」という。）

は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示とすることは結論において妥当であり、非該当部分及び両別表の各3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表の1 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁がなお不開示 とすべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14 条各号 該当性	通番	
1 特定 障害 の業 務起 因性 判断 のため の調査 復命 書	① 5頁, 7 頁ないし9 頁, 12頁及 び13頁の不 開示部分, 1 4頁「調査結 果」欄1行目 ないし22行 目, 15頁不 開示部分, 1 6頁「調査結 果」欄1行目 ないし16行 目, 18頁な いし21頁, 23頁, 24 頁及び26頁 ないし47頁 及び50頁の 不開示部分 (上記に含ま れる「調査結 果」欄に対応 する「資料N o」欄を含 む。)	2号, 7号柱 書き	1	7頁「調査結果」欄1行目ないし3行目 16文字目, 4行目7文字目ないし7行 目16文字目, 22文字目ないし18行 目, 8頁「調査結果」欄1行目ないし1 2行目19文字目, 15行目1文字目な いし17行目5文字目, 18行目12文 字目ないし21行目1文字目, 23行目 ないし29行目3文字目, 41行目10 文字目ないし最終行最終文字, 9頁「調 査結果」欄1行目1文字目, 2文字目, 20文字目ないし2行目2文字目, 13 行目ないし14行目8文字目, 17文字 目ないし15行目12文字目, 24行目 ないし25行目2文字目, 12頁「調査 結果」欄1行目ないし2行目15文字 目, 18文字目ないし3行目5文字目, 9文字目ないし6行目13文字目, 9行 目10文字目ないし11行目3文字目, 14文字目ないし12行目6文字目, 最 終文字ないし13行目9文字目, 18行 目ないし19行目2文字目, 33行目な いし41行目2文字目, 「認定事実」 欄, 13頁「調査結果」欄3行目12文 字目ないし8行目4文字目, 12行目1 文字目ないし6文字目, 13行目2文字 目ないし17行目8文字目, 20行目な いし21行目6文字目, 25行目19文 字目ないし29行目, 42行目3文字目 ないし46行目19文字目, 55行目1 文字目ないし14文字目, 65行目ない し67行目, 15頁「調査結果」欄2行 目18文字目ないし4行目, 6行目7文 字目ないし10行目19文字目, 13行 目13文字目ないし15行目2文字目, 16行目19文字目ないし18行目, 1 9行目1文字目ないし6文字目, 20行 目2文字目ないし24行目8文字目, 2 7行目ないし28行目6文字目, 32行



				<p>目15文字目ないし36行目, 49行目  3文字目ないし53行目19文字目, 6  2行目1文字目ないし14文字目, 16  頁「調査結果」欄3行目ないし5行目,  19頁「調査結果」欄7行目6文字目な  いし17文字目, 25行目5文字目ない  し26行目1文字目, 47行目ないし4  8行目10文字目, 20頁「調査結果」  欄35行目ないし36行目14文字目,  39行目3文字目ないし41行目, 23  頁「調査結果」欄1行目1文字目ないし  17文字目, 16行目, 17行目, 24  頁「調査結果」欄1行目1文字目ないし  3文字目, 7文字目ないし2行目12文  字目, 9行目1文字目ないし12文字  目, 16文字目ないし12行目1文字  目, 26頁「調査結果」欄1行目ないし  3行目7文字目, 12文字目ないし6行  目9文字目, 9行目20文字目ないし1  5行目17文字目, 18行目ないし20  行目18文字目, 29頁「調査結果」欄  10行目1文字目ないし19文字目, 5  7行目5文字目ないし15文字目, 58  行目9文字目ないし61行目12文字  目, 30頁20行目1文字目ないし19  文字目, 32頁46行目ないし51行目  7文字目, 33頁10行目, 11行目1  4文字目ないし12行目4文字目, 34  頁1行目ないし2行目2文字目, 5文字  目ないし3行目4文字目, 38行目4文  字目ないし39行目2文字目, 43行目  ないし46行目3文字目, 35頁1行目  ないし3行目7文字目, 12文字目ない  し6行目9文字目, 19行目ないし24  行目9文字目, 39行目ないし40行目  10文字目, 49行目ないし50行目3  文字目, 36頁「調査結果」欄4行目な  いし5行目11文字目, 39頁49行目  6文字目ないし50行目20文字目, 4  0頁61行目10文字目ないし63行目  1文字目, 20文字目ないし64行目2  文字目, 41頁10行目ないし13行目  16文字目, 42頁1行目ないし2行目  7文字目, 56行目1文字目ないし17</p>
--	--	--	--	--

					文字目， 5 7 行目 3 文字目ないし 1 6 文字目， 5 8 行目 2 0 文字目ないし 5 9 行目 1 9 文字目， 4 7 頁「（概要）」欄 1 3 行目 1 3 文字目ないし 3 6 文字目， 各頁「資料 N o」欄全て（文書名の行を除く。）
		② a 1 4 頁「調査結果」欄 2 3 行目ないし 3 5 行目， 1 6 頁「調査結果」欄 1 7 行目ないし最終行， 1 7 頁「調査結果」欄全て（上記に対応する「資料 N o」欄を含む。） ② b 5 4 頁不開示部分	3 号イ， 7 号柱書き	2	1 4 頁「調査結果」欄 2 3 行目ないし 3 5 行目， 1 6 頁「調査結果」欄 4 3 行目ないし 4 5 行目 7 文字目， 6 0 行目ないし 6 2 行目 7 文字目， 1 7 頁「調査結果」 6 行目ないし最終行， 各頁「資料 N o」欄全て
2	関係資料	① 1 頁ないし 9 頁印影	2 号	3	—
		② 4 頁不開示部分（①を除く。）	2 号， 7 号柱書き	4	—
3	医学的意見の要否等に 係る調査復命書	① 2 頁， 6 頁， 8 頁ないし 1 0 頁及び 1 2 頁の不開示部分， 1 3 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 2 2 行目， 「認定事実」欄不開示部分， 1 4 頁不開示部分， 1 5 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 1 6 行目， 1 7 頁， 1 9 頁な	2 号， 7 号柱書き	5	8 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 3 行目 1 6 文字目， 4 行目 7 文字目ないし 7 行目 1 6 文字目， 2 2 文字目ないし 1 8 行目， 9 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 1 2 行目 1 9 文字目， 1 5 行目 1 文字目ないし 1 7 行目 5 文字目， 1 8 行目 1 2 文字目ないし 2 1 行目 1 文字目， 2 3 行目ないし 2 9 行目 3 文字目， 4 1 行目 1 0 文字目ないし最終行最終文字， 1 0 頁「調査結果」欄 1 行目 1 文字目， 2 0 文字目ないし 2 行目 2 文字目， 1 3 行目ないし 1 4 行目 8 文字目， 1 7 文字目ないし 1 5 行目 1 2 文字目， 2 4 行目ないし 2 5 行目 2 文字目， 1 2 頁「調査結果」欄 3 行目 1 2 文字目ないし 8 行目 4 文字目， 1 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 3 行目 2 文字目ないし 1 7 行目 8 文字

	<p>いし 3 2 頁， 3 4 頁ないし 3 8 頁及び 4 0 頁ないし 4 8 頁の不開示 部分（上記に 含まれる「調 査結果」欄に 対応する「資 料 No」欄を 含む。）</p>		<p>目， 2 0 行目ないし 2 1 行目 6 文字目， 2 5 行目 1 9 文字目ないし 2 9 行目， 4 2 行目 3 文字目ないし 4 6 行目 1 9 文字 目， 5 5 行目 1 文字目ないし 1 4 文字 目， 6 5 行目ないし 6 7 行目， 1 3 頁 「認定事実」欄全て， 1 4 頁「調査結 果」欄 2 行目 1 8 文字目ないし 4 行目， 6 行目 7 文字目ないし 1 0 行目 1 9 文字 目， 1 3 行目 1 3 文字目ないし 1 5 行目 2 文字目， 1 6 行目 1 9 文字目ないし 1 8 行目， 1 9 行目 1 文字目ないし 6 文字 目， 2 0 行目 2 文字目ないし 2 4 行目 8 文字目， 2 7 行目ないし 2 8 行目 6 文字 目， 3 2 行目 1 5 文字目ないし 3 6 行 目， 4 9 行目 3 文字目ないし 5 3 行目 1 9 文字目， 6 2 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目， 1 5 頁「調査結果」欄 3 行目な いし 5 行目， 1 7 頁「調査結果」欄 1 行 目 1 文字目ないし 3 文字目， 7 文字目な いし 2 行目 1 2 文字目， 9 行目 1 文字目 ないし 1 2 文字目， 1 6 文字目ないし 1 2 行目 1 文字目， 2 0 頁「調査結果」欄 1 0 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目， 5 7 行目 5 文字目ないし 1 5 文字目， 5 8 行目 9 文字目ないし 6 1 行目 1 2 文字 目， 2 1 頁 2 0 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目， 2 3 頁 4 6 行目ないし 5 1 行目 7 文字目， 2 4 頁 1 0 行目， 1 1 行目 1 4 文字目ないし 1 2 行目 4 文字目， 2 5 頁 1 行目ないし 2 行目 2 文字目， 5 文字 目ないし 3 行目 4 文字目， 3 8 行目 4 文 字目ないし 3 9 行目 2 文字目， 4 3 行目 ないし 4 6 行目 3 文字目， 2 6 頁 1 行目 ないし 3 行目 7 文字目， 1 2 文字目ない し 6 行目 9 文字目， 1 9 行目ないし 2 4 行目 9 文字目， 3 9 行目ないし 4 0 行目 1 0 文字目， 4 9 行目ないし 5 0 行目 3 文字目， 2 7 頁 4 行目ないし 5 行目 1 1 文字目， 3 0 頁 4 9 行目 6 文字目ないし 5 0 行目 2 0 文字目， 3 1 頁 6 1 行目 1 0 文字目ないし 6 3 行目 1 文字目， 2 0 文字目ないし 6 4 行目 2 文字目， 3 2 頁 1 0 行目ないし 1 3 行目 1 6 文字目， 3 4 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 2 行目</p>
--	---	--	--

					15文字目, 18文字目ないし3行目5文字目, 9文字目ないし6行目13文字目, 9行目10文字目ないし11行目3文字目, 14文字目ないし12行目6文字目, 最終文字ないし13行目9文字目, 18行目ないし19行目2文字目, 33行目ないし41行目2文字目, 36頁「調査結果」欄7行目6文字目ないし17文字目, 25行目5文字目ないし26行目1文字目, 47行目ないし48行目10文字目, 37頁「調査結果」欄35行目ないし36行目14文字目, 39行目3文字目ないし41行目, 40頁「調査結果」欄1行目1文字目ないし17文字目, 16行目, 17行目, 41頁「調査結果」欄1行目ないし3行目7文字目, 12文字目ないし6行目9文字目, 9行目20文字目ないし15行目17文字目, 18行目ないし20行目18文字目, 43頁1行目ないし2行目7文字目, 56行目1文字目ないし17文字目, 57行目3文字目ないし16文字目, 58行目20文字目ないし59行目19文字目, 48頁「(概要)」欄13行目13文字目ないし36文字目, 各頁「資料No」欄全て(文書名の行を除く。)
		② a 13頁「調査結果」欄23行目ないし35行目, 15頁「調査結果」欄17行目ないし16頁「調査結果」欄最終行(上記に対応する「資料No」欄を含む。) ② b 52頁不開示部分	3号イ, 7号柱書き	6	13頁「調査結果」欄23行目ないし35行目, 15頁「調査結果」欄43行目ないし45行目7文字目, 60行目ないし62行目7文字目, 16頁「調査結果」6行目ないし最終行, 各頁「資料No」欄全て
4	資料一式	1頁項番II中2ないし21	2号	7	—

		の氏名, 2ないし12の役職			
5	請求書等	2頁署名及び印影	2号	8	全て
9	資料一式	1頁項番II中の氏名, 2ないし12の役職	2号	9	—
10	使用者申立書等	① 4頁及び6頁印影	3号イ	10	—
		② a 1頁 ② b 2頁 ② c 3頁, 5頁, 7頁, 8頁, 9頁, 75頁ないし80頁 ② d 11頁	3号イ, 7号柱書き	11	(1) 1頁及び3頁の座席表部分, 11頁(黒枠各部名称並びに同部長, 旅行部次長及びOIM所属職員の職氏名に限る。), 75頁ないし80頁 (2) 5頁, 7頁
		③ a 13頁ないし26頁の印影 ③ b 28頁ないし42頁及び45頁ないし57頁の印影	2号	12	13頁ないし26頁の印影
11	聴取書等 ①	① 1頁住所, 職業, 氏名及び生年月日, 11頁署名及び印影	2号	13	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	14	1頁15行目ないし16行目13文字目, 2頁14行目ないし19行目18文字目, 23行目14文字目ないし25行目17文字目, 3頁6行目20文字目ないし7行目21文字目, 10行目ないし11行目17文字目, 4頁7行目12文字目ないし30文字目, 11行目1文字目ないし12行目5文字目, 8文字目ないし16文字目, 20文字目ないし14行目23文字目, 16行目21文字目ないし17行目22文字目, 18行目1文

					<p>字目ないし15文字目, 28文字目ないし19行目5文字目, 22行目ないし24行目11文字目, 5頁1行目20文字目ないし3行目, 7行目22文字目ないし9行目24文字目, 12行目12文字目ないし16文字目, 21文字目ないし最終文字, 18行目ないし19行目32文字目, 20行目11文字目ないし22行目18文字目, 24文字目ないし6頁2行目19行目, 5行目ないし6行目26文字目, 7行目13文字目ないし10行目29文字目, 14行目10文字目ないし16行目22文字目, 18行目11文字目ないし21行目12文字目, 24行目20文字目ないし25行目23文字目, 26行目29文字目ないし7頁2行目29文字目, 4行目21文字目ないし5行目19文字目, 6行目25文字目ないし15行目, 17行目ないし21行目4文字目, 8頁6行目7文字目ないし18文字目, 14行目1文字目ないし3文字目, 7文字目ないし15行目3文字目, 10頁8行目ないし11行目22文字目, 13行目ないし14行目6文字目, 15行目28文字目ないし17行目, 25行目ないし26行目12文字目, 11頁6行目24文字目ないし8行目9文字目</p>
1 2	聴取書等 ②	① 1頁住所, 職業, 氏名及び電話番号	2号	1 5	電話の相手欄1行目, 2行目1文字目ないし10文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	1 6	3頁5行目10文字目ないし6行目2文字目
1 3	聴取書等 ③	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 6頁署名及び印影	2号	1 7	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	1 8	1頁10行目3文字目ないし11行目6文字目, 16行目ないし17行目13文字目, 19行目23文字目ないし22行

					目1文字目, 10文字目ないし23行目19文字目, 2頁3行目4文字目ないし24文字目, 5行目ないし6行目26文字目, 18行目1文字目ないし6文字目, 20行目3文字目ないし23行目, 3頁12行目4文字目ないし13行目1文字目, 16行目ないし20行目19文字目, 5頁1行目13文字目ないし2行目16文字目, 21行目, 22行目, 26行目28文字目ないし27行目10文字目, 14文字目ないし6頁1行目1文字目
14	聴取書等 ④	① 1頁住所, 職業, 氏名及び電話番号	2号	19	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	20	2頁10行目18文字目ないし11行目5文字目, 3頁12行目15文字目ないし22文字目, 15行目32文字目ないし18行目, 19行目2文字目ないし13文字目, 22行目17文字目ないし4頁1行目9文字目, 10行目2文字目ないし16文字目, 12行目27文字目ないし13行目9文字目
15	聴取書等 ⑤	① 1頁住所, 職業, 氏名及び電話番号	2号	21	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	22	2頁5行目17文字目ないし6行目9文字目, 6頁6行目24文字目ないし7行目9文字目
16	聴取書等 ⑥	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 8頁署名及び印影, 10頁職業, 氏名及び電話番号	2号	23	1頁5行目, 6行目, 10頁相手方欄1文字目ないし9文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	24	1頁12行目1文字目ないし13行目13文字目, 25行目6文字目ないし2頁3行目, 4頁14行目19文字目ないし15行目3文字目, 23行目1文字目な

					いし28文字目, 5頁11行目4文字目 ないし9文字目, 23文字目ないし12 行目14文字目, 7頁25行目24文字 目ないし最終行5文字目, 10頁「調査 内容」欄1行目ないし3行目
17	聴取書等 ⑦	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 9頁署名及び印影	2号	25	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	26	1頁19行目1文字目ないし20行目13文字目, 2頁3行目6文字目ないし10行目23文字目, 22行目1文字目ないし17文字目, 5頁7行目1文字目ないし8行目8文字目, 10行目15文字目ないし11行目16文字目, 6頁10行目, 11行目, 23行目ないし25行目22文字目, 8頁4行目18文字目ないし31文字目, 11行目15文字目ないし12行目2文字目, 16文字目ないし27文字目, 20行目1文字目ないし26文字目
18	聴取書等 ⑧	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 8頁署名及び印影	2号	27	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	28	1頁13行目1文字目ないし16文字目, 23行目6文字目ないし2頁2行目, 7頁1行目1文字目ないし27文字目, 13行目10文字目ないし21文字目, 25文字目ないし14行目2文字目
19	聴取書等 ⑨	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 5頁署名及び印影	2号	29	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	30	1頁12行目1文字目ないし16文字目, 18行目6文字目ないし21行目19文字目, 5頁12行目1文字目ないし16文字目, 28文字目ないし13行目



					9文字目, 12文字目ないし21文字目
20	聴取書等 ⑩	① 1頁住所, 職業, 氏名及び電話番号	2号	31	1頁住所, 電話の相手欄1行目, 2行目1文字目ないし10文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	32	2頁14行目8文字目ないし29文字目
21	聴取書等 ⑪	① 1頁住所, 職業及び氏名	2号	33	電話の相手欄1行目, 2行目1文字目ないし10文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	34	3頁3行目2文字目ないし25文字目, 5行目10文字目ないし26文字目, 最終文字ないし6行目13文字目, 7行目5文字目ないし25文字目
22	聴取書等 ⑫	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 6頁署名及び印影	2号	35	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	36	1頁15行目31文字目ないし16行目13文字目, 18行目1文字目ないし20行目25文字目, 21行目ないし22行目3文字目, 2頁6行目6文字目ないし22文字目, 3頁10行目21文字目ないし14行目9文字目, 5頁25行目ないし26行目2文字目, 6頁5行目1文字目ないし15文字目, 6行目16文字目ないし7行目3文字目
23	聴取書等 ⑬	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 6頁署名及び印影	2号	37	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	38	1頁17行目3文字目ないし17文字目, 19行目1文字目ないし20文字目, 20行目23文字目ないし21行目10文字目, 18文字目ないし22行目27文字目, 26行目ないし2頁1行目32文字目, 7行目ないし8行目16文字目, 10行目ないし11行目2文字目, 21行目ないし22行目25文字目

					目, 3頁1行目ないし2行目4文字目, 9文字目ないし11文字目, 17文字目ないし25文字目, 4頁8行目14文字目ないし9行目16文字目, 15行目15文字目ないし30文字目, 18行目26文字目ないし19行目21文字目, 5頁10行目ないし11行目2文字目
24	聴取書等 ⑭	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 4頁署名及び印影	2号	39	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	40	1頁19行目1文字目ないし18文字目, 20行目20文字目ないし21行目27文字目, 24行目16文字目ないし25行目29文字目
25	聴取書等 ⑮	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 5頁署名及び印影	2号	41	1頁5行目, 6行目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	42	1頁16行目1文字目ないし18文字目, 19行目最終文字ないし20行目9文字目, 18文字目ないし21行目21文字目, 3頁19行目ないし20行目, 5頁2行目25文字目ないし3行目21文字目, 30文字目ないし5行目7文字目
26	調査書①	① 1頁職業, 氏名及び生年月日, 2頁署名	2号	43	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	44	1頁7行目12文字目ないし8行目1文字目, 2頁8行目1文字目ないし16文字目, 17行目1文字目ないし24文字目
27	聴取書等 ⑯	① 1頁住所, 職業, 氏名及び電話番号	2号	45	電話の相手欄1行目, 2行目1文字目ないし10文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱	46	2頁2行目12文字目ないし3行目5文字目

			書き		
28	聴取書等 ⑰	① 1頁職業、氏名及び電話番号	2号	47	電話の相手欄1行目2文字目ないし最終文字
		② ①以外の不開示部分	2号、7号柱書き	48	—
29	聴取書等 ⑱	① 1頁職業、氏名及び電話番号	2号	49	電話の相手欄1行目2文字目ないし最終文字
		② ①以外の不開示部分	2号、7号柱書き	50	—
30	聴取書等 ⑲	① 1頁職業、氏名及び電話番号	2号	51	電話の相手欄1行目2文字目ないし最終文字
		② ①以外の不開示部分	2号、7号柱書き	52	—
31	事業場関係資料①	a 全て（bを除く。） b 2頁、5頁	3号イ、7号柱書き	53	(1) 1頁右上日付、宛先、標題、2行目1文字目ないし5文字目、27文字目ないし21行目13文字目、26文字目ないし25行目27文字目、41文字目ないし最終行 (2) 2頁及び5頁の標題、表頭及び表側部分、審査請求人の行（氏名、社員種別、総合評価欄及び備考欄に限る。）、3頁及び6頁全て（印影については本人印影に限る。）、4頁及び7頁全て（面談後評価欄、達成度総合評価ランク欄及びコアバリュー総合評価ランク欄を除く。）、 (3) 特定監督署の受付印の全て
32	事業場関係資料②	全て	3号イ、7号柱書き	54	1頁、2頁、8頁ないし11頁
33	事業場関係資料③	① 2頁ないし6頁印影	3号イ	55	全て
		② ①以外の不開示部分	3号イ、7号柱書き	56	(1) 2頁及び6頁全て、3頁ないし5頁（各頁項番2の4行目以下言い分記載部分を除く。） (2) 11頁1行目、4行目ないし6行目、7行目1文字目ないし10文字目、

					9行目5文字目ないし10行目15文字目, 11行目ないし21行目15文字目, 22行目11文字目ないし27行目8文字目, 24文字目ないし最終文字目, 29行目ないし最終行, 12頁全て (3) 特定監督署受付印の全て
34	事業関係資料④	不開示部分	3号イ, 7号柱書き	57	全て(1頁「発信元」欄最終行左側メールアドレスを除く。)
35	事業関係資料⑤	a 不開示部分(bを除く。) b 1頁, 20頁, 27頁, 28頁, 31頁, 34頁ないし36頁	3号イ, 7号柱書き	58	(1) 1頁ないし6頁全て(1頁「発信元」欄最終行左側メールアドレス及び「内容」欄5行目及び6行目を除く。) (2) 11頁及び15頁全て, 12頁ないし14頁(各頁項番2の4行目以下の言い分記載部分を除く。) (3) 20頁1行目, 4行目ないし6行目, 7行目1文字目ないし10文字目, 9行目5文字目ないし10行目15文字目, 11行目ないし21行目15文字目, 22行目11文字目ないし27行目8文字目, 24文字目ないし最終文字, 29行目ないし最終行, 21頁全て (4) 26頁, 32頁及び33頁
36	調査書②	① 1頁, 2頁, 4頁及び5頁の職業及び氏名	2号	59	1頁, 2頁及び5頁の相手方欄各1文字目ないし9文字目
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	60	1頁「調査内容」欄1行目ないし2行目21文字目, 3行目ないし7行目29文字目, 9行目18文字目ないし最終行, 2頁「調査内容」欄8行目21文字目ないし23文字目, 9行目33文字目ないし11行目, 13行目, 14行目, 18行目7文字目ないし26文字目, 33文字目ないし19行目8文字目, 21行目1文字目ないし25文字目, 23行目1文字目ないし36文字目, 5頁調査内容欄全て(7行目及び8行目を除く。)
37	意見書等①	① a 1頁署名及び印影, 3頁氏名及び印影, 5頁ないし7頁印影	2号	61	1頁署名及び印影, 3頁調査相手欄, 5頁ないし7頁印影(訂正印を除く。)

		① b 7頁ク ラク氏名			
		② ①以外の 不開示部分	2号, 7号柱 書き	6 2	—
3 8	意見 書等 ②	① 1頁署名 及び印影, 2 頁印影	2号	6 3	全て
		② 2頁不開 示部分(①を 除く。)	2号, 7号柱 書き	6 4	全て
3 9	意見 書等 ③	① a 1頁職 業, 氏名及び 電話番号 ① b 2頁印 影	2号	6 5	1頁相手方欄1文字目ないし15文字目
		② 2頁不開 示部分(①を 除く。)	2号, 7号柱 書き	6 6	全て
4 0	意見 書等 ④	a 1頁印影 b 4頁ない し23頁の薬 剤師, 看護師 等氏名	2号	6 7	—
4 1	受診 歴等	5頁印影	3号イ	6 8	—
4 2	調査 書②	① 1頁職業 及び氏名	2号	6 9	全て
		② ①以外の 不開示部分	2号, 7号柱 書き	7 0	全て

(注1) 該当箇所の記載を当審査会事務局において整理した。

(注2) 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は、記載を省略した。  
文書6(自己申立書), 文書7(請求人聴取書), 文書8(請求人提出資料)並びに文書43及び文書44(関係資料①及び②)

別表の2 不開示情報該当性（諮問庁が追加で提出した文書）

1 文書番号及び文書名		2-1 諮問庁が追加した文書 該当箇所	2 諮問庁がなお不開示を維持すべきと している部分			3 2欄のうち開示すべき部分
			該当箇所	法14条各号 該当性	通番	
8	請求人提出資料	215-2頁, 215-3頁	なし	-	-	-
10	使用者申立書等	73-2頁, 74-2頁	なし	-	-	-
31	事業場関係資料①	2-2頁, 4-2頁	全て	3号イ, 7号柱書き	53-2	標題, 表頭及び表側部分, 審査請求人の行(氏名, 社員種別, 総合評価欄及び備考欄に限る。)
35	事業場関係資料⑤	26-2頁, 29頁, 30頁, 32-2頁, 33-2頁	全て	3号イ, 7号柱書き	58-2	全て(29頁及び30頁を除く。)
41	受診歴等	97-2頁, 102-2頁	なし	-	-	-